

第1号様式（第7条関係）

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績  
報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所 尾張旭市

フリガナ  
氏 名

連絡先

生年月日 年 月 日（満 歳）

尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下  
記のとおり申請します。

記

交付申請額※	円（10円未満切捨て）	
購入機種等	メーカー	
	製品名 （品番又は型番）	
	購入・注文年月日	年 月 日
補助対象経費 （購入費）	円（税込）	
特殊詐欺対策装置を 設置した電話番号		

※交付申請額：特殊詐欺対策装置の購入にかかる費用×1/2  
（上限5,000円。10円未満の端数は切捨て）

添付書類

- (1) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等の写し）
- (2) カタログ等、特殊詐欺対策装置の機能が確認できるもの
- (3) 設置等を含む場合、内訳が分かる明細書の写し（該当者のみ）
- (4) その他必要な書類

（裏面もご確認ください）

誓約事項（□に✓を入れてください）

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- (1) 転売等を目的として特殊詐欺対策装置を設置する者でないこと。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でないこと。
- (4) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの。
- (5) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 交付申請の内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合において、市に対して補助金を返還することについて了承すること。
- (7) 特殊詐欺対策装置は、購入の日から3年間は市長の承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (8) 市長の承認を受けて特殊詐欺対策装置を処分したことによる収入があったときは、その収入額の全部又は一部を市に納付することについて了承すること。
- (9) 特殊詐欺対策装置の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わないこと。
- (10) 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を市が確認することに同意すること。